

第20号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
 (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第292条第1項第4号の2ロに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号若しくは第3号に定める金額	
10 「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ＊ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11 「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含み

		ます。
13「円× $\frac{⑤}{12}$ ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
14「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑭までの各欄）	(1) ⑨から⑭までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑭の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑭までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑭の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
17「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
18「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

3 川崎市の税率

(1) 法人税割

法人等の区分	税率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、 保険業法に規定する相互会社及び受託法人	12.1%	8.4%
資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%
資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、 資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等	9.7%	6.0%

- ① 受託法人とは、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される法人及び個人をいいます。
 ② 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものをいいます。

超過課税について

川崎市では、法人市民税の法人税割について、超過課税を実施しています。この超過課税分は、学校教育施設や都市基盤整備に要する費用の貴重な財源として活用しています。
 令和6年度予算では、対象事業の事業費約322億円に対して超過課税分約29億円を充当しています。

(2) 均等割

法人等の区分		税率(年額)	
		区内の従業者数が50人以下のもの	区内の従業者数が50人を超えるもの
公共法人、公益法人等 など		50,000 円	
資本金等の額	1千万円以下である法人	50,000 円	120,000 円
	1千万円を超え1億円以下である法人	130,000 円	150,000 円
	1億円を超え10億円以下である法人	160,000 円	400,000 円
	10億円を超え50億円以下である法人	410,000 円	1,750,000 円
	50億円を超える法人		3,000,000 円

- ① 「公共法人、公益法人等 など」とは、法人税法第2条第5項の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち均等割を申告納付するもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）、人格のない社団等、一般社団法人・一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものをいいます。
 なお、一般社団法人・一般財団法人（非営利型法人に該当するもの）、公益社団法人及び公益財団法人は、公益法人等に該当します。
 ② 資本金等の額については、下記「※」をご覧ください。
 ③ 従業者の数には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー等の数を含めます。
 なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます。）については、その総勤務時間数を用いて算定した数の合計をもって、当該アルバイト等の数として取り扱って差し支えありません。

※ 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」及び税率区分の判定に用いる額については、次のとおりです。

なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、事業年度又は連結事業年度の開始年月日にかかわらず、純資産額を資本金等の額とし、税率区分の判定を行います。

○ 「資本金等の額」

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額

ただし、無償増資、無償減資等による欠損てん補等を行った場合は、調整後の額（地方税法第292条第1項第4号の2）

○ 税率区分の判定に用いる額

原則、上記の調整後の資本金等の額を用います。ただし、調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、均等割の税率区分の判定に用いる額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。

<申告書の提出・郵送先>

〒210-8511 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 川崎御幸ビル4階

かわさき市税事務所法人課税課 諸税第2係

電話 044-200-3966

FAX 044-200-3908

○ 法人市民税の納付書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/>

「くらし・総合」→「市税に関する手続（市税申請書・届出書・手引等ダウンロード）」→「法人市民税」